

公立大学法人埼玉県立大学公印規程

平成22年4月1日

規 程 第 2 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学における公印の保管、使用その他公印に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の名称等)

第2条 公印の名称、寸法及び管理者は、別表に掲げるとおりとする。

(公印の管理)

第3条 公印は、常に堅ろうな容器に納め錠を施す等の方法により一定の場所に置き、管理者がその保管及び使用の責に任じなければならない。

(公印の取扱責任者)

第4条 管理者は、必要があると認めるときは、公印取扱責任者（以下「責任者」という。）を定め、公印の保管、使用その他関係事務を処理させることができる。

(公印の使用)

第5条 管理者又は責任者は、公印の押印を求められたときは、押印する文書と決裁文書の提示を求め、審査の結果、公印を押印することが適当であると認めたときは、当該決裁文書の余白に「公印使用」と押印し、認印したのち当該文書に明瞭かつ正確に押印しなければならない。

2 前項の場合において、公印の押印を求める者は、公印使用簿（様式第1号）に必要事項を記載し、管理者又は責任者の認印を受けなければならない。

(印影の印刷)

第6条 管理者は、公印の印影又はその縮小したものを印刷しようとするときは、理事長の承認を得なければならない。

2 印影を印刷した用紙等は、厳重に保管し、常にその受払を明確にし、不用となったときは、当該用紙を破碎、熔解、焼却など他に不正な利用をされない方法により処分しなければならない。

(公印の事故届)

第7条 管理者は、公印に関し盗難その他の事故が生じたときは、公印事故届（様式第2号）を速やかに理事長に提出しなければならない。

(公印の新調、改刻又は廃止)

第8条 公印の新調、改刻及び廃止は、理事長が行うものとする。

2 管理者は、公印を新調、改刻又は廃止する必要があると認めたときは、公印新調（改刻、廃止）申請書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

(公印台帳)

第9条 管理者は、公印台帳（様式第4号）を備え、公印の新調、改刻又は廃止のあった都度、必要な事項を記録し、整理しておかななければならない。

(公印の保管等の調査)

第10条 理事長は、必要があると認めたときは、公印の保管、使用その他公印に関し、調査をすることができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるものの他、公印の保管、使用その他公印に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（別表の改正）

この規程は、平成２２年７月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

別 表（第２条関係）

名 称	寸 法	管 理 者	備 考
公立大学法人 埼玉県立大学印	27ミリメートル平方	事務局長	一般文書用
公立大学法人 埼玉県立大学理事長印	27ミリメートル平方	事務局長	一般文書用
	円形 直径18ミリメートル	事務局長	金融機関用
公立大学法人 埼玉県立大学副理事長印	27ミリメートル平方	事務局長	一般文書用
埼玉県立大学長印	21ミリメートル平方	事務局長	一般文書用 学割等証明用
埼玉県立大学	70ミリメートル平方	事務局長	卒業証書、名 誉教授称号記 用
公立大学法人埼玉県立大学 出納責任者印	21ミリメートル平方	出納責任者	
埼玉県立大学事務局長印	21ミリメートル平方	事務局長	一般文書
公立大学法人 埼玉県立大学理事長印	30ミリメートル平方	事務局長	賞状
埼玉県立大学長印	27ミリメートル平方	事務局長	賞状

様式第1号（第5条関係）

[illegible]

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日 公立大学法人埼玉県立大学理事長 様 管理者 氏 名 公 印 事 故 届 次のとおり公印に事故があつたので、お届けいたします。	
公 印 の 名 称	
事 故 発 生 年 月 日	
事 故 の 内 容	
事故処理のてんまつ	
そ の 他 必 要 事 項	

様式第3号（第8条関係）

年 月 日 公立大学法人埼玉県立大学理事長 様 管理者 職 氏 名 公印新調（改刻、廃止）申請書 次のとおり公印の新調（改刻、廃止）を申請いたします。	
公 印 の 名 称	
寸 法	
使 用 区 分	
理 由	

様式第4号（第9条関係）

公 印 台 帳		整理番号	
印 影			
新調時の印影		廃止時の印影	
公 印 の 名 称			
寸 法			
管 理 者 職 名			
使 用 区 分			
使用開始年月日			
廃 止 年 月 日			
備 考			